平成２２年（フ）第４２９９号
埼玉県三郷市早稲田６丁目21―１
債務者　比嘉　幸子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３０４号
千葉県船橋市松が丘５丁目27―１
債務者　石神　尚子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３０５号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目19―１―605
債務者　両角　洋平
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３０６号
東京都豊島区上池袋３丁目６―12―202
債務者　松本　由佳
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３０７号
東京都調布市若葉町２丁目３―９―203
債務者　三浦香菜子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３１３号
東京都武蔵村山市学園１丁目77―７
債務者　佐々木裕子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３１７号
東京都杉並区方南１丁目４―７―208
債務者　湊　　真弓
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２０号
東京都江東区亀戸５丁目32―８―203
債務者　飯沼　　久
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２２号
東京都品川区南品川５丁目９―８―101
債務者　柳舘　祐一
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２５号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目12―１―408
債務者　原馬美和子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２６号
埼玉県上尾市大字原市3336―４―13―203
債務者　能登　亜紀（旧姓小森）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３２７号
東京都西東京市南町５丁目９―７―103
債務者　加藤　　元
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３３８号
東京都中野区江原町３丁目39―９―201
債務者　吉村　弘美
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３３９号
東京都中野区上高田２丁目９―２
債務者　鈴木太郎太
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３４０号
東京都葛飾区新宿４丁目25―６―405
債務者　川崎　雅之
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３４１号
東京都豊島区池袋本町３丁目27―９
債務者　奈良　　進
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部